

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に規定する書類)

2023 年 7 月 21 日
ANAホールディングス株式会社

株式交換に係る事前開示事項

2023年7月21日

東京都港区東新橋1丁目5番2号
ANAホールディングス株式会社
代表取締役社長 芝田 浩二

ANAホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年7月10日に、日本貨物航空株式会社（以下「NCA」といいます。）との間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、本株式交換契約に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次の事前開示事項一覧のとおりです。

なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当しません。

事前開示事項一覧

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1をご参照ください。

2. 株式交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2をご参照ください。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等がある場合の当該臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式交換契約の締結

NCAは、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

② 自己株式の消却

NCAは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、NCAが自己株式として有する全部取得条項付種類株式の全部を消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号イ）

① 株式交換契約の締結

当社は、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

次ページをご参照ください。

株式交換契約書

ANA ホールディングス株式会社（以下「ANAHD」という。）及び日本貨物航空株式会社（以下「NCA」という。）は、2023年7月10日（以下「本株式交換契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

NCAは、本株式交換契約の定めるところに従い、ANAHDを株式交換完全親会社、NCAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、ANAHDは、本株式交換により、NCAの発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

ANAHD及びNCAの商号及び住所は以下のとおりである。

ANAHD：（商号）ANA ホールディングス株式会社
（住所）東京都港区東新橋一丁目5番2号
NCA：（商号）日本貨物航空株式会社
（住所）東京都港区浜松町一丁目18番16号

第3条（株式交換対価）

- ANAHDは、本株式交換に際して、本効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）の前日の最終のNCAの株主名簿に記載又は記録された第二種株式を保有するNCAの株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、NCAの第二種株式に代わり、その保有するNCAの第二種株式の株式の数の合計数に0.009815を乗じて得た数のANAHDの普通株式を交付する。但し、本効力発生日までに、NCAの第二種株式が全て普通株式に変更された場合には、NCAの普通株式を保有する株主に対して、NCAの普通株式に代わり、その保有するNCAの普通株式の株式の数の合計数に0.009815を乗じて得た数のANAHDの普通株式を交付する。
- ANAHDは、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有するNCAの第二種株式1株につき、ANAHDの普通株式0.009815株の割合をもって、ANAHDの普通株式を割り当てる。但し、本効力発生日までに、NCAの第二種株式が全て普通株式に変更された場合には、その保有するNCAの普通株式1株につき、ANAHDの普通株式0.009815株の割合をもって、ANAHDの普通株式を割り当てる。
- ANAHDは、本株式交換に際して、NCAの全部取得条項付種類株式の株主に対し、ANAHDの普通株式の割当てをしないこととする。なお、当該全部取得条項付種類株式は、第6条に基づき、本効力発生日の前日までに全て消却される予定である。
- 本割当対象株主に対して割り当てるべきANAHDの普通株式の数に、1に満たない端数がある場合には、ANAHDは、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加するANAHDの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従いANAHDが定める金額とする。

第5条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2023年10月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD及びNCAは、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（自己株式の消却）

NCAは、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、その保有する自己株式の全部を本効力発生日の前日までに消却する。

第7条（承認手続）

1. ANAHDは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の所定の期間内に同項及び会社法施行規則第197条の定めに従った一定数以上の株式を有する株主から株式交換に反対する旨の通知があった場合、ANAHDは、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を求める。
2. NCAは、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を求める。

第8条（契約の変更及び解除）

本株式交換契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、ANAHD及びNCAは、合意の上で、本株式交換契約の内容を変更し又は本株式交換契約を解除することができる。

第9条（契約の効力）

本株式交換契約は、以下の場合にその効力を失う。

- (1) ANAHD及びNCAが合意した場合
- (2) NCAにおいて、本効力発生日の前日までに必要な株主総会の承認が得られない場合
- (3) 国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って取得することが必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（適用ある国内外の競争法に基づき本株式交換に関して行うことが必要となる届出が本効力発生日の前日までに受理されない場合及び当該届出に係る措置期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合を含む。）

第10条（協議事項）

本株式交換契約に定めのない事項については、本株式交換契約の趣旨に従い、ANAHD及びNCAが誠実に協議の上、これを決する。

第11条（準拠法及び合意管轄）

1. 本株式交換契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本株式交換契約に起因又は関連して生ずる全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

本株式交換契約の締結を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 7 月 10 日

ANAHD :

東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号

ANA ホールディングス株式会社

代表取締役社長 芝田 浩二



本株式交換契約の締結を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 7 月 10 日

NCA :

東京都港区浜松町 1 丁目 18 番 16 号

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 大鹿 仁史



株式交換対価の相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	NCA (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.009815
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式 3,926,000 株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

NCA の第二種株式 1 株（但し、本株式交換の効力発生日の前日までに第二種株式が全て普通株式に変更された場合には、NCA 普通株式 1 株）に対し、当社普通株式 0.009815 株を割当交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式 3,926,000 株を割当交付する予定です。なお、交付する株式については、当社が保有する自己株式 3,926,000 株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

(注3) NCA の発行済株式の数

NCA の発行済株式は、第二種株式 400,000,000 株、全部取得条項付種類株式 790,973,000 株（全部取得条項付種類株式は全て自己株式）となります。NCA は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、NCA が保有する自己株式の全部を消却する予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社並びに NCA から独立した第三者算定機関である株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）に当社及び NCA の株式価値及び交換比率の算定を依頼することとしました。当社は、第三者算定機関から提出を受けた株式価値並びに株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定結果を参考に、NCA の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、NCA の評価額が妥当であると判断しました。当社及び NCA は、第三者算定機関から提出を受けた株式価値並びに株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、

将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について協議・検討を重ねてきました。本株式交換比率が KPMG の算定した株式交換比率レンジ内であることから、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(3) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社の第三者算定機関である KPMG は、当社及び NCA の関連当事者に該当せず、当社及び NCA との間で重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

KPMG は、当社については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2023 年 7 月 7 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、1 か月間 (2023 年 6 月 8 日から 2023 年 7 月 7 日まで)、3 か月間 (2023 年 4 月 10 日から 2023 年 7 月 7 日まで)、及び 6 か月間 (2023 年 1 月 10 日から 2023 年 7 月 7 日まで) の各期間の終値の単純平均値を採用しています。

これにより算定された、当社の普通株式の 1 株当たりの株式価値の評価レンジは以下の通りです。

算定方法	算定結果
市場株価法	2,958 円～3,427 円

NCA については、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。) に加え、その事業の性質上、重要な資産である航空機を保有していることから、修正簿価純資産法を主たる方法として採用しました。

DCF 法では、NCA より KPMG が開示を受けた事業計画に基づき、算定基準日である 2023 年 3 月 31 日以降に NCA が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算出しています。

なお、継続価値の算定については、NCA が想定する 2028 年 3 月期以降に継続的に創出する水準として開示を受けたキャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより算出しています。なお、割引率には加重平均資本コスト (Weighted Average Cost

of Capital, WACC) を使用しています。

KPMG が DCF 法による算定の前提とした NCA の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度を含んでおります。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響が緩和されることによる航空貨物の運賃の下落、また、人件費の高騰が重なることによるものです。NCA の事業計画における営業利益は、一時的に航空貨物需要が減退すると想定している 2026 年 3 月期は前期比 3 割以上の大幅な減益、翌年は回復する可能性が高いことから 2027 年 3 月期は前期比 3 割以上の増益を見込んでおります。また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、NCA の事業計画には加味されていません。なお、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

これにより算定された NCA の第二種株式 (但し、本株式交換の効力発生日の前日までに第二種株式が全て普通株式に変更された場合には、NCA の普通株式) の 1 株当たりの株式価値の評価レンジは以下の通りです。

算定方法	算定結果
DCF 法	10 円～38 円
修正簿価純資産法	26 円～40 円

各評価手法における、当社株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の算定レンジは以下の通りです。

採用した算定手法		株式交換比率の算定レンジ (注)
当社	NCA	
市場株価法	DCF 法	0.003～0.013
	修正簿価純資産法	0.008～0.014

(注) 小数点以下第四位を四捨五入

KPMG は、本株式交換比率の算定に際して、公開情報及び KPMG に提供された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、各社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で KPMG に対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、KPMG は、各社及びその関連会社の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定への依頼も行っておりません。KPMG による各社の株式価値の算定は、算定基準日である 2023 年 7 月 7 日までの情報及び経済条件等を反映したも

のであり、KPMG が DCF 法による評価に使用した NCA の事業計画については、NCA の経営陣により当該算定基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

なお、KPMG の算定結果は、当社の取締役会が本件株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

(4) 上場廃止になる見込み及びその事由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社である NCA は非上場会社のため、該当事項はございません。

(5) 公正性を担保するための措置

当社は、リーガルアドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。当社は、第三者算定機関である KPMG を選定し、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記(3)②「算定の概要」をご参照ください。なお、当社及び NCA は、第三者算定機関より、合意された本株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。以下の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情に鑑み、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

- | | |
|---------|--------------------------|
| ① 資本金 | 0 円 |
| ② 資本準備金 | 会社計算規則第 39 条に従い当社が別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | 0 円 |

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

第45期 連結計算書類

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

日本貨物航空株式会社

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	26,009	流動負債	61,229
現金及び預金	2,161	営業未払金	9,094
営業未収入金	14,877	短期借入金	25,392
貯蔵品	2,342	一年内返済予定長期借入金	8,538
前払費用	433	未払金	6,043
短期貸付	10	未払法人税等	5,558
未収入金	2,167	契約負債	2,941
前払資産	3,571	預り金	1,572
デリバティブ資産	4	賞与引当金	719
その引当金	441	デリバティブ負債	715
貸倒引当金	-	その	653
固定資産	109,622	固定負債	86,382
(有形固定資産)	(104,156)	長期借入金	83,503
建物及び構築物	2,912	退職給付に係る負債	1,001
航空機	98,573	資産除去債務	363
機械装置及び運搬具	1,819	その	1,514
工具器具備品	752		
建設仮勘定	97	負債合計	147,612
(無形固定資産)	(1,910)	純資産の部	
ソフトウェア	1,422	株主資本	△11,324
その	488	資本金	10,000
(投資その他の資産)	(3,555)	利益剰余金	△21,324
投資有価証券	166	その他の包括利益累計額	△655
長期貸付	146	その他有価証券評価差額金	2
長期前払費用	51	繰延ヘッジ損益	△711
破産更生債権等	352	為替換算調整勘定	130
繰延税金資産	2,620	退職給付に係る調整累計額	△77
その	569		
貸倒引当金	△352	純資産合計	△11,980
資産合計	135,632	負債・純資産合計	135,632

連結損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		219,838
売上原価		149,608
売上総利益		70,229
販売費及び一般管理費		7,215
営業利益		63,014
営業外収益		
受取利息及び配当金	24	
為替差益	191	
その他	317	534
営業外費用		
支払利息	974	
その他	78	1,053
経常利益		62,495
税金等調整前当期純利益		62,495
法人税、住民税及び事業税	14,199	
法人税等調整額	△ 98	14,101
当期純利益		48,394
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		48,394

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2022年3月31日残高	10,000	-	△ 69,718	△ 59,718
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			48,394	48,394
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	48,394	48,394
当期末残高	10,000	-	△ 21,324	△ 11,324

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2022年3月31日残高	1	886	78	△ 35	930	△ 58,787
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						48,394
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	△ 1,598	52	△ 41	△ 1,587	△ 1,586
当期変動額合計	0	△ 1,598	52	△ 41	△ 1,587	46,807
当期末残高	2	△ 711	130	△ 77	△ 655	△ 11,980

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1) 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の名称
NCA JAPAN 株式会社
Plus Logistics Solutions Limited

- (2) 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由
・特記すべき主要な非連結子会社 なし

2) 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

- ・特記すべき主要な非連結子会社 なし
・持分法を適用しない関連会社 なし

3) 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
② その他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
③ デリバティブ取引 時価法
④ 棚卸資産
1> 航空機貯蔵備品・整備用部品 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
2> その他 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
1> 航空機 定額法
耐用年数 20年
2> その他の有形固定資産 定率法
ただし、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 3～50年
取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却しております。
② 無形固定資産 定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
③ 長期前払費用 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により、また、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を検討した回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しています。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する
ステップ2: 契約における履行義務を識別する
ステップ3: 取引価格を算定する
ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する
ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、主に航空運送事業、航空機使用事業及びその他の付帯事業を営んでいます。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、顧客との約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で認識しており、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を対価の純額で認識しています。

顧客からの対価は、通常、履行義務の充足時点から、1年以内に支払を受けています。なお、重要な金融要素は含んでいません。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定し、変動対価が含まれています。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれる場合には、当該変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めています。

取引価格の履行義務への配分は、約束した財又はサービスを顧客に移転するのと交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額を描写する金額で取引価格を各履行義務へ配分しています。取引価格を各履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約における各履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しています。

収益を認識するにあたっては、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、一時点で履行義務を充足し収益を認識する他、航空機貨物輸送サービス契約等の契約に基づき、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、輸送期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もり、収益を認識しています。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理方法

繰延ヘッジ処理によっております。また為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は、発生年度において一括して費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

⑤ グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社グループは、当連結会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

1) 減損損失

当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があるリスクは、主として以下のとおりです。

分類	リスク項目	内容
外部環境	景気低迷	国内外の景気低迷により航空貨物需要が減退する
	燃油価格変動にかかるリスク	短期間での価格高騰に伴い、ヘッジ等による対応が遅れる
	為替変動にかかるリスク	為替相場の急激な変動に伴い、収支バランスが悪化する
内部環境	運航に関するリスク	航空機事故などにより、顧客への信頼や社会的評価が低下する

上記リスクが顕在化し業績に影響を与えた場合、減損損失の計上が想定されます。

航空機	98,573 百万円
その他	7,493 百万円

2) 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産の認識は、翌期の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、翌期のコロナ禍に伴う国際線旅客便の減便を含む不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産 2,620 百万円

5. 連結貸借対照表に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係わる債務

(1) 担保に供している資産

航空機 14,738 百万円

(2) 担保に係わる債務

一年内返済予定長期借入金 2,386 百万円

長期借入金 15,079 百万円

計 17,465 百万円

(注) 上記のほか、一年内返済予定長期借入金(6,102 百万円)、長期借入金(68,424 百万円)に対し、航空機(74,920 百万円)を担保に提供する旨の抵当権設定予約契約を締結しております。

2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,711 百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

発行済株式総数	全部取得条項付種類株式	790,973 千株
	第二種株式	400,000 千株

2) 自己株式に関する事項

自己株式数	全部取得条項付種類株式	790,973 千株
-------	-------------	------------

7. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預貯金等に限定し、親会社及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、航空会社とフォワーダー間の精算システムの活用等、各国の実情に合わせたリスク低減を図っております。リース債権に関わる信用リスクに関しては、取引先の財務状況を定期的にモニタリングする体制をとっております。借入金の使途は運転資金および設備投資資金であります。

なお、デリバティブ取引はリスク管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当連結会計年度の決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、営業未収入金及び未収入金、営業未払金及び未払金、短期借入金、一年内返済予定長期借入金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 長期借入金	83,503	83,485	△ 17
② デリバティブ取引(*1)			
1> ヘッジ会計が適用されていないもの	△0	△0	-
2> ヘッジ会計が適用されているもの	△711	△711	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1> ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益	当該時価の算定方法
			うち 1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引					
	ユーロ売	1,214	—	4	4	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
	香港ドル売	1,521	—	△0	△0	
	シンガポールドル売	92	—	△0	△0	
	英国ポンド売	12	—	0	0	
	その他売	6	—	△0	△0	
	売建計	2,848	—	3	3	
	米ドル買	1,067	—	△3	△3	
	中国元買	97	—	△0	△0	
	タイバーツ買	31	—	△0	△0	
買建計	1,195	—	△3	△3		

2> ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち 1年超		
原則的処理方法	商品カラー(*2) 買建コール・売建プット	航空燃料	18,081	—	△711	取引先金融機関から提示された価格等によっている。

(*2) オプション取引はゼロコストオプションであり、コールオプション及びプットオプションが一体の契約のため、一括して記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(連結貸借対照表計上額 166 百万)は、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2019 年 7 月 4 日企業会計基準委員会)第 5 項に従い、時価開示の対象とはしていません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- 1) 1 株当たり純資産 △29 円 95 銭
- 2) 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 120 円 99 銭

9. その他の注記

当社株式の譲渡

当社グループの親会社である日本郵船株式会社は、令和 5 年 3 月 7 日付で当社の全株式を ANA ホールディングス株式会社に譲渡することに関する基本合意書を締結しました。

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

日本貨物航空株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村嘉章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田勝啓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本貨物航空株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本貨物航空株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第45期 計算書類

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

附属明細書

日本貨物航空株式会社

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	24,186	流動負債	60,720
現金及び預金	486	営業未払金	9,822
営業未収入金	14,778	短期借入金	25,392
貯蔵品	2,342	一年内返済予定長期借入金	8,538
前払金	3,568	未払金	5,481
前払費用	382	未払費用	265
短期貸付金	10	未払法人税等	5,476
未収入金	2,174	契約負債	2,567
デリバティブ資産	4	営業預り金	94
その他の	439	預り金	1,564
貸倒引当金	-	賞与引当金	578
		デリバティブ負債	715
		その他の	223
固定資産	109,691	固定負債	86,112
(有形固定資産)	(104,151)	長期借入金	83,503
建築物	2,894	退職給付引当金	869
構築物	17	資産除去債務	363
航空機	98,573	その他の	1,376
機械装置	1,746		
車両運搬具	73		
工具器具備品	748		
建設仮勘定	97		
(無形固定資産)	(1,910)	負債合計	146,833
ソフトウェア	1,421		
その他の	488	純資産の部	
(投資その他の資産)	(3,629)	株主資本	△ 12,245
投資有価証券	166	資本金	10,000
関係会社株式	164	利益剰余金	△ 22,245
長期貸付金	141	その他利益剰余金	△ 22,245
従業員に対する長期貸付金	5		
長期前払費用	51	評価・換算差額等	△ 709
破産更生債権等	352	その他有価証券評価差額金	2
繰延税金資産	2,539	繰延ヘッジ損益	△ 711
その他の	560		
貸倒引当金	△ 352	純資産合計	△ 12,954
資産合計	133,878	負債・純資産合計	133,878

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
売上高		218,213
売上原価		149,109
売上総利益		69,104
販売費及び一般管理費		7,212
営業利益		61,892
営業外収益		
受取利息及び配当金	815	
為替差益	192	
その他	315	1,323
営業外費用		
支払利息	972	
その他	78	1,051
経常利益		62,165
税引前当期純利益		62,165
法人税、住民税及び事業税	14,003	
法人税等調整額	△ 83	13,919
当期純利益		48,245

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
2022年3月31日残高	10,000	-	-	-	△ 70,490	△ 60,490
当期変動額						
当期純利益					48,245	48,245
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	48,245	48,245
当期末残高	10,000	-	-	-	△ 22,245	△ 12,245

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
2022年3月31日残高	1	886	888	△ 59,602
当期変動額				
当期純利益				48,245
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	△ 1,598	△ 1,597	△ 1,597
当期変動額合計	0	△ 1,598	△ 1,597	46,648
当期末残高	2	△ 711	△ 709	△ 12,954

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ… 時価法

(3) 棚卸資産

① 航空機貯蔵備品・整備用部品… 移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

② その他… 先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

2) 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 航空機… 定額法 耐用年数 20年

② その他… 定率法 ただし、建物並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 3～50年

取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用… 定額法

3) 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により、また、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を検討した回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は、発生年度において一括して費用処理しております。

4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しています。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、主に航空運送事業、航空機使用事業及びその他の付帯事業を営んでいます。履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、顧客との約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で認識しており、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を対価の純額で認識しています。

顧客からの対価は、通常、履行義務の充足時点から、1年以内に支払を受けています。なお、重要な金融要素は含んでいません。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定し、変動対価が含まれています。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれる場合には、当該変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めています。

取引価格の履行義務への配分は、約束した財又はサービスを顧客に移転するのと交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額を描写する金額で取引価格を各履行義務へ配分しています。取引価格を各履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約における各履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しています。

収益を認識するにあたっては、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、一時点で履行義務を充足し収益を認識する他、航空機貨物輸送サービス契約等の契約に基づき、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、輸送期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もり、収益を認識しています。

5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(4) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

1) 減損損失

当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があるリスクは、主として以下のとおりです。

分類	リスク項目	内容
外部環境	景気低迷	国内外の景気低迷により航空貨物需要が減退する
	燃油価格変動にかかるリスク	短期間での価格高騰に伴い、ヘッジ等による対応が遅れる
	為替変動にかかるリスク	為替相場の急激な変動に伴い、収支バランスが悪化する
内部環境	運航に関するリスク	航空機事故などにより、顧客への信頼や社会的評価が低下する

上記リスクが顕在化し業績に影響を与えた場合、減損損失の計上が想定されます。

航空機	98,573 百万円
その他	7,488 百万円

2) 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産の認識は、翌期の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、翌期のコロナ禍に伴う国際線旅客便の減便を含む不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産 2,539 百万円

5. 貸借対照表に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

航空機 14,738 百万円

(2) 担保に係る債務

一年内返済予定長期借入金 2,386 百万円

長期借入金 15,079 百万円

計 17,465 百万円

(注)上記のほか、一年内返済予定長期借入金(6,102 百万円)、長期借入金(68,424 百万円)に対し、航空機(74,920 百万円)を担保に提供する旨の抵当権設定予約契約を締結しております。

2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,711 百万円

3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 238 百万円

短期金銭債務 34,490 百万円

長期金銭債務 83,503 百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高 33,538 百万円

仕入高 1,851 百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 791 百万円

営業外費用 984 百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

自己株式数 全部取得条項付種類株式 790,973 千株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 17,077 百万円

減損損失 716 百万円

繰延ヘッジ損失 206 百万円

賞与引当金繰入 192 百万円

貸倒引当金繰入 101 百万円

その他 1,040 百万円

繰延税金資産小計 19,335 百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △ 15,173 百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 1,578 百万円

評価性引当額小計 △ 16,752 百万円

繰延税金資産合計 2,582 百万円

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	42 百万円
その他	1 百万円
繰延税金負債合計	43 百万円
繰延税金資産純額	2,539 百万円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に記載した固定資産のほか、工具器具備品及び車両運搬具の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	日本郵船(株)	被所有 直接 100	人的役務提供等	航空機賃借料	-	営業未払金	-
				通算税効果額	5,033	未払金	5,033
				資金の返済	61,198	短期借入金	25,392
				利息の支払	971	一年内返済予定 長期借入金	8,488
						長期借入金 未払費用	83,503 177
				被金融取引 債務保証	8,176		
				被金融取引 債務保証予約	7,300		
保証料の支払	12						

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 一年内返済予定長期借入金(8,488 百万円)、長期借入金(83,503 百万円)に対し、航空機(89,659 百万円)を担保に提供しております。

(注 2) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注 3) 被金融取引債務保証の金額は極度額を記載しております。

(注 4) 被金融取引債務保証予約の金額は極度額を記載しております。

(注 5) その他の取引については、市場価格等を勘案して合理的に条件を決定しております。

(注 6) 取引金額には消費税等は含まず、科目の期末残高には消費税等を含んで表示しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△32円39銭
1株当たり当期純利益	120円61銭

12. その他の注記

当社株式の譲渡

当社の親会社である日本郵船株式会社は、令和5年3月7日付で当社の全株式をANAホールディングス株式会社に譲渡することに関する基本合意書を締結しました。

[附属明細書]

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建 物	2,840	185	0	130	2,894	2,373	5,268
	構築物	18	0	-	1	17	97	115
	航空機	103,683	3,364	32	8,440	98,573	28,547	127,120
	機械装置	1,979	25	0	257	1,746	1,363	3,110
	車両運搬具	90	23	0	40	73	727	800
	工具器具備品	369	557	0	178	748	1,601	2,349
	建設仮勘定	117	3,002	3,022	-	97	-	97
	計	109,098	7,159	3,055	9,050	104,151	34,711	138,863
無形固定資産	ソフトウェア	477	1,308	8	355	1,421		
	その他無形固定資産	942	676	1,130	-	488		
	計	1,420	1,984	1,138	355	1,910		

(注) 固定資産の当期増減の主なものは次のとおりであります。

- 1) 航空機の当期増加額の主なものは予備エンジン(2,443百万円)稼働による建設仮勘定からの振替によるものです。
- 2) 建設仮勘定の当期増加額の主なものは予備エンジン(2,443百万円)の購入によるものであり、減少額は資産化によるものです。
- 3) ソフトウェアの当期増加額の主なものは会計システム(743百万円)の購入、資産化によるものです。

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	398	4	49	1	352
賞与引当金	546	487	455	-	578
退職給付引当金	575	327	33	-	869

(注) 当期増減額の理由

- 1) 貸倒引当金の当期増加額は為替の評価替えによるものです。
- 2) 貸倒引当金の当期減少額その他は債権回収及び洗替による取崩額です。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 費	751	
給 与 手 当	2,154	
賞 与	500	
法 定 福 利 費	332	
役 員 報 酬	172	
退 職 金	118	
電 算 機 費	1,079	
租 税 公 課	423	
厚 生 費	387	
賃 借 料	164	
報 酬	175	
減 価 償 却 費	348	
そ の 他 一 般 管 理 費	601	
計	7,212	

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

日本貨物航空株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村嘉章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田勝啓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本貨物航空株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役間の意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査方針等に従い取締役、社内の各監査部門、その他の使用人並びに日本郵船株式会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会、常務会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及び運用状況について監視及び検証に努めました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

日本貨物航空株式会社

常勤監査役

岡 裕史 

監査役

宇田川 邦夫 

第 45 期 事業報告

〔 自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当期は、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫、原材料の価格上昇、上海のロックダウン、欧米のインフレ加速等により世界的に景気減速の懸念が顕著化しました。

また、当社の収支に重要な影響を及ぼす航空燃料価格については、2022 年より上昇傾向にありましたが、6 月をピークとしてその後は緩やかな下落傾向が続きました。

航空業界においては、脱コロナ、経済活動の正常化に伴い国際旅客便が復便する一方、コロナ禍の巣ごもりやリモートワークを背景に好調だったパソコン等の需要が一段落し、また半導体不足に伴い自動車関連貨物の出荷は依然影響を受けており、航空貨物市場の需給の逼迫感は解消しつつあります。

このような事業環境の下、当社はマーケット需要に対応した最適な配便計画と運航スケジュールを策定すると共に、輸送需要に柔軟に対応し収益の最大化を図りました。また、時期を捉えた好況下での中長期輸送契約の獲得や効率的な運航によるコスト削減に励みました。

当社は、2018 年に事業・業務改善の処分を受け、是正処置の取り組みを実施してきましたが、12 月 23 日に国土交通省より航空機に関する不適切な整備及び整備記録の作成が行われた事、並びに社員に対する安全意識の徹底やコンプライアンスの意識付けの不足、社内安全管理体制が不十分であったことにより嚴重注意を受けました。国土交通省の指導を真摯に受け止め、改めて全役職員の問題として安全意識の徹底とコンプライアンス教育やその遵守の意識付けを行い、また整備作業に関しては、再発させない仕組みを構築していきます。

当社の 100%株主である日本郵船株式会社は、全株式を ANA ホールディングス株式会社に譲渡する基本合意書を締結したと 3 月 7 日に発表しました。両社において協議を重ね 6 月中に最終合意書の締結、そして 2023 年 10 月 1 日に株式譲渡の完了を目指しています。親会社の異動はありませんが、当社はこれまで通りに本邦のエアラインとして、引き続き社会的使命を果たして参ります。

① 当期結果

【単体の結果（前期比）】

>輸送重量 337,428 トン (-18%) 重量利用率 65% (-10%)
>売上高 218,213 百万円 (+16%)
(地域別) 日本 67,644 百万円 (+16%)、アジア 81,663 百万円 (+0.2%)
北米 33,544 百万円 (+34%)、欧州 35,360 百万円 (+46%)
>営業費用 156,321 百万円 (+36%)
>営業利益 61,892 百万円 経常利益 62,165 百万円
>当期純利益 48,245 百万円

【連結の状況】

>売上高 219,838 百万円 (+16%)
>営業費用 156,823 百万円 (+37%)
>営業利益 63,014 百万円 経常利益 62,495 百万円
>当期純利益 48,394 百万円

② 当期貨物取り扱い概況

区 分	当期重量実績（トン）	前期比
アジア発米州向け	81,605	- 22%
米州発アジア向け	69,980	- 24%
アジア発欧州向け	21,528	+ 4%
欧州発アジア向け	20,570	- 19%
アジア域内	96,270	- 6%

当期は上期において、コロナ禍の影響が継続し旅客便の減便・運休に加え、海上輸送の混乱により航空貨物需要は比較的高い水準で推移しましたが、下期に入り欧米のインフレによる消費意欲の減速や過剰在庫、中国のゼロコロナ政策による出荷不安定、海上輸送の正常化による航空貨物へのシフト減少等により、航空貨物需要は減少傾向となりました。品目別に見ると、世界的な半導体不足の影響により半導体製造装置の輸送が目立つ一方で、半導体を原料とする自動車関連貨物の出荷は冷え込みました。

供給面では、上海市のロックダウンの影響により4月に上海便を1カ月運休した他、復便後も委託先のスタッフの出勤が制限されてマンパワー不足となったことから、貨物搭降載量を制限せざるを得ない状態が続きました。またロシア・ウクライナ情勢の影響で、欧州便はロシア上空を回避し、アンカレッジ経由での運航を継続した結果、運航距離が伸びたことで乗員稼働が増え、欧州便を1便減便して対応しました。

上記の結果、当期貨物取扱量は前期比で全方面大幅減少となりました。

③ 航空機・ネットワーク

当社就航地点については、最重要路線である北米線を中心に定期便に加えて臨時便を最大限運航することにより、顧客の要望に応えました。特に、半導体製造装置関連の需要に応えるため、米国/ポータランド、アイルランド/シャノンへのチャーター便を運航しました。

自社による運航は、ボーイング 747-8F の 8 機体制を継続し、航空貨物需要動向に応じて柔軟に配便しました。期首時点の自社運航便数週間 44 便（往復ベース）から期末時点では週間 45 便（往復ベース）を計画しましたが、ロシア・ウクライナ情勢により、欧州便をアンカレッジ経由に変更した為、日曜昼成田発の欧州便を1便運休しました。また、上海市のロックダウンに伴い、多数の運休便が発生しました。6月1日以降は、運航便数は回復したものの、片荷運航や貨物搭載制限が続きました。

他社便では、Atlas Air Inc. と ASL Airlines Belgium の運航機材を活用して当社香港子会社である Plus Logistics Solutions Limited による北米、欧州への三国間輸送を継続しました。

期末時点で自社便及び他社便の合計は、週間 64 便（往復ベース）となりました。

④ 安全への取り組み

当社は、「NCA 安全理念」を掲げ、「安全は全てに優先する」という基本方針に基づき社長を委員長とする「安全推進委員会」、各部門の部長クラスによる「安全推進会議」、各部門内における「安全品質会議」で構成される全社的な安全推進体制により、経営トップをはじめ全社員一丸となって安全運航の確保に努めています。また、安全監査室や整備監査室による監査、国土交通省による安全監査立入検査、国際航空運送協会 (IATA) が運営する国際的な運航安全監査プログラムである IOSA 認証の更新等により、安全管理システムをチェックし、その結果について積極的に継続した改善を図ることで、安全管理システムの PDCA サイクルを回しています。

また、2018年7月に国土交通大臣より受領した不適切な整備作業等に係る事業・業務改善命令に関

し、2018年8月に国土交通大臣に提出した改善計画に基づき、改善措置（69項目）の実施に向け種々の取り組みを進め、2020年3月23日航空局に最終報告書を提出しました。

当期は、その経緯を受け、引き続き、実施した改善措置の取り組みを定着化させるための活動展開を促進していましたが、再び12月23日に国土交通省航空局安全部長より嚴重注意「不適切な整備作業の実施について」を受領することとなりました。

本受領を受け、1月16日に同安全部長に対して改善措置に係わる報告書を提出し、改めて社長を筆頭に役職員が一致団結して当該改善措置に基づく対応を進めるなど、引き続き更なる安全運航の堅持に努めます。

⑤ 環境対策活動

当社は、燃料効率と環境性能に優れた航空機の使用と効率的な飛行方法を取り入れ、CO₂の排出を抑制し、環境対策活動を推進しています。国際航空分野におけるCO₂排出量削減への取り組みとして、EU域内の二酸化炭素排出量取引制度（European Union Emission Trading Scheme：EU-ETS）に加え、国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization：ICAO）主導によるCO₂排出抑制に関する制度（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation：CORSIA）に対応しています。加えて、国内外で事務所内照明のLED化や社用車のEV化、乗員訓練センターにおける太陽光発電の導入等の環境対策を推進しています。

（2） 資金調達の状況

当期は、短期借入金については運転資金を56,494百万円返済し、設備資金は3,643百万円借入したことから、52,851百万円の減少となりました。長期借入金は返済により、8,446百万円の減少となりました。

（3） 企業集団の設備投資等の状況

当期は、総額4,782百万円の設備投資を実施し、その主なものは航空機エンジン等のA級部品2,752百万円とソフトウェア823百万円、IT関連の器具備品584百万円となっております。

（4） 企業集団の対処すべき課題

当期は上期を中心に、コロナ禍の影響による旅客便の減便・運休に加え、海上輸送の混乱による航空輸送需要が高まり、好業績となりました。

しかしながら、当期終了時点において引き続き債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しています。当社グループは、再建に向けた財務面での継続的な支援を日本郵船株式会社から得ることとしています。日本郵船株式会社は、3月にANAホールディングス株式会社との間で当社の全株式を譲渡することに関する基本合意書を締結しましたが、株式譲渡がなされた場合にはANAホールディングス株式会社より財務面での継続的な支援を得るものと予測され、引き続き事業計画の遂行は可能であり、継続企業の前提に重要な不確実性は無いものと考えております。将来にわたって安定的に黒字を確保できる企業体質を構築すべく努力します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(連結)

区 分	第 42 期 2019 年度	第 43 期 2020 年度	第 44 期 2021 年度	第 45 期 2022 年度
売 上 高 (百万円)	75,221	122,719	189,300	219,838
経 常 利 益 または 経 常 損 失 (百万円)	▲15,704	33,341	74,540	62,495
当 期 純 利 益 または 当 期 純 損 失 (百万円)	▲31,869	25,252	61,320	48,394
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 また は 当 期 純 損 失 (円)	▲79.67	63.13	153.30	120.99
総 資 産 (百万円)	62,630	65,088	143,085	135,632

(単体)

区 分	第 42 期 2019 年度	第 43 期 2020 年度	第 44 期 2021 年度	第 45 期 2022 年度
売 上 高 (百万円)	75,258	122,566	188,850	218,213
経 常 利 益 または 経 常 損 失 (百万円)	▲15,794	33,093	74,000	62,165
当 期 純 利 益 または 当 期 純 損 失 (百万円)	▲31,949	25,063	60,875	48,245
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 また は 当 期 純 損 失 (円)	▲79.87	62.66	152.19	120.61
総 資 産 (百万円)	62,638	64,592	141,556	133,878

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は日本郵船株式会社で、同社は当社の第二種株式 400,000 千株（保有比率 100%）を保有しています。当社は日本郵船株式会社から、資金の借入、役員の兼任及び人的資源の提供を受けています。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社との間で「資金の借入」等の取引を実施していますが、当該取引を実施するに当たっては、当社の利益を害さないよう一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取締役会において取引条件を決定するに当たり、市場金利、市場価格等を勘案した合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しています。

③ 重要な子会社の状況（2023年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
NCA Japan 株式会社	99 百万円	100%	国際運送に係わる貨物取り扱い 事業 他
Plus Logistics Solutions Limited	15 万米ドル	100%	Flight Arrangement for Cargo Transportation

(注) 当期連結決算には上記子会社が含まれています。

(7) 主要な事業内容

貨物定期航空運送事業
貨物不定期航空運送事業

(8) 事業所（2023年3月31日現在）

本店 東京都港区
本社 千葉県成田市
国内事業所 東京事業所 大阪事業所 成田空港支店
海外事業所
支店 シカゴ支店 ロサンゼルス支店 ニューヨーク支店 ダラス・フォートワース支店
アムステルダム支店 ミラノ支店
シンガポール支店 香港支店 バンコク支店 上海支店 台北支店
営業所 アトランタ営業所 サンフランシスコ営業所
運航所 アンカレッジ運航所

(9) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続期間
地上職	756 名	+45 名	46.4 才	12.0 年
運航乗務員	181 名	+15 名	46.2 才	5.8 年
合計	937 名	+60 名	46.4 才	11.3 年

(注1) 従業員数には他社からの出向者を含み、他社への出向者は含んでいません。

(注2) 運航乗務員数には他社より派遣を受けている運航乗務員を含んでいます。

(注3) 平均年齢と平均勤続期間は本社採用のみです。(地上職 532 名、運航乗務員 85 名)

(10) 企業集団の航空機の状況 (2023年3月31日現在)

機種	機数	搭載可能重量	備考
B747-8F	8	最大 133 トン	自社所有 8 機
B747-400F	7	最大 112 トン	自社所有 7 機(他社賃貸中)

(11) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
日本郵船株式会社	117,384 百万円	400,000 千株	100%
株式会社日本政策投資銀行	50 百万円	—	—

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 1,590,973,000 株
- ② 発行済株式の総数 全部取得条項付種類株式 790,973,000 株
第二種株式 400,000,000 株
計 1,190,973,000 株
- ③ 株主数 1 名 (自社保有分を除く)

(2) 大株主の状況

① 第二種株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	持株数	出資比率
日本郵船株式会社	400,000 千株	100%	—	—

(注) 全部取得条項付種類株式を自社で、790,973千株保有しています。
これは、同株式の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は100%です。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2023年3月31日現在の状況)

地位	担当又は他の法人等の代表状況等 (重要な兼務の状況を含む)	氏名
代表取締役社長	安全推進委員会委員長、危機管理委員会委員長、 コンプライアンス委員会委員長 (航空政策研究会 理事)	大 鹿 仁 史
代表取締役専務取締役	安全統括管理者、オペレーション統括責任者 管掌：運航グループ、整備グループ 担当：安全推進室、安全監査室 (日本郵船株式会社 執行役員)	佐 高 圭 太
専務取締役	チーフコンプライアンスオフィサー 管掌：新機種導入準備室、法務室、内部監査室、経理部、 総務部、人事部、IT戦略部、事業企画部、 マーケティング部、レベニューマネジメント部、 デジタル推進室、 アジア太平洋地域統括マーケティング部、 オペレーショングループ、米州地域統括部、 欧州地域統括 担当：経営企画部	浦 上 宏 一
常務取締役	管掌：日本地区営業部 担当：新機種導入準備室、事業企画部、マーケティング部、 レベニューマネジメント部、デジタル推進室、 アジア太平洋地域統括マーケティング部、 米州地域統括部、欧州地域統括 (Plus Logistics Solutions Limited. Director, Chairman)	本 間 啓 之
常務取締役	担当：整備グループ 委嘱：整備グループ長	小 堀 寿 亮
取締役	(日本郵船株式会社 貨物航空事業グループ長)	高 野 薫
監査役 (常勤)		岡 裕 史
監査役 (非常勤)	(日本郵船株式会社 内部監査室 調査役) (株式会社日本海洋科学 監査役)	岡 島 光 男
常務執行役員	担当：運航グループ 委嘱：運航グループ長	岩 崎 英 明

当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務遂行の監督機能と各部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るため執行役員制度を導入しています。執行役員は次の通りです。

執行役員	担当：日本地区営業部	鈴木 雅也
執行役員	担当：オペレーショングループ 委嘱：オペレーショングループ長	水野 哲朗
執行役員	担当：総務部、人事部 委嘱：人事部長	岡 裕昭
執行役員	担当：法務室、内部監査室、経理部	吉田 耕一郎
執行役員	担当：IT戦略部	宮地 誠一

※2023年3月3日付をもって取締役会長 田澤 直哉氏は辞任しました。

(2) 2023年4月1日以降の取締役・監査役・執行役員について

<u>地位</u>	<u>担当又は他の法人等の代表状況等（重要な兼務の状況を含む）</u>	<u>氏名</u>
代表取締役社長	安全推進委員会委員長、危機管理委員会委員長、 コンプライアンス委員会委員長 (航空政策研究会 理事)	大鹿 仁史
代表取締役専務取締役	安全統括管理者、オペレーション統括責任者 管掌：運航グループ 担当：整備グループ、安全推進室、安全監査室 委嘱：整備グループ長	小堀 寿亮
専務取締役	チーフコンプライアンスオフィサー 管掌：法務室、内部監査室、総務部 人事部、IT戦略部、オペレーショングループ	浦上 宏一
専務取締役	管掌：日本地区営業部、経営企画部、経理部 担当：事業企画部、マーケティング部、 レベニューマネジメント部、デジタル推進室、 アジア太平洋地域統括マーケティング部、 米州地域統括部、欧州地域統括 (Plus Logistics Solutions Limited. Director, Chairman) (日本郵船株式会社 執行役員)	本間 啓之
取締役	担当：経営企画部 (日本郵船株式会社 貨物航空事業グループ長)	高野 薫
監査役（常勤）		岡 裕史
監査役（非常勤）	(日本郵船株式会社 内部監査室 調査役)	宇田川 伸央

常務執行役員	担当：運航グループ 委嘱：運航グループ長	岩 崎 英 明
常務執行役員	担当：日本地区営業部	鈴 木 雅 也
常務執行役員	担当：オペレーショングループ 委嘱：オペレーショングループ長	水 野 哲 朗
執行役員	担当：総務部、人事部 委嘱：人事部長	岡 裕 昭
執行役員	担当：法務室、内部監査室、経理部	吉 田 耕一郎
執行役員	担当：IT 戦略部	宮 地 誠 一

(辞任) 2023年3月31日付をもって、代表取締役専務取締役 佐高 圭太氏は辞任しました。

(辞任) 2023年4月30日付をもって、監査役 岡島 光男氏は辞任しました。

(新任) 2023年4月28日開催の臨時株主総会において宇田川 伸央氏は、監査役に選任され、5月1日付をもって、就任しました。

(3) 役員報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役	7人	155百万円
監査役	1人	18百万円
合計		173百万円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で締結している契約には責任限定に関する記載はありません。

(3) 当事業年度に係わる会計監査人としての報酬等

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 28百万円

各監査役は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの相当性などについて必要な検証を行った結果、監査役全員が会計監査人の報酬額について同意する判断をしました。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

[1]業務の適正を確保するための体制と方針

当社は、会社法 362 条 4 項 6 号及び会社法施行規則 100 条 1 項及び 3 項の規定に基づく内部統制システムについて、2022 年 3 月 25 日の取締役会決議における一部改正の内容を踏襲し、2023 年 3 月 24 日取締役会決議において、以下下線部の通り内容を一部変更しました。

基本方針

当社は、企業の社会的責任（CSR）が会社経営の根幹であると認識し、経営理念として定めた「誠意、創意、熱意」のもと、「NCA 企業理念」及び「NCA 行動憲章」の中で、安全運航を確保し、顧客満足を念頭においた輸送品質、法令遵守、環境保全ならびに社会貢献などを取締役及び使用人が果たすべき行動指針として明示しています。当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について、次の通り定めるものとします。

（1）取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係わる文書その他の情報につき規程管理規程に定める規程類等はその定めに従い適切に保存及び管理することとします。特に安全に係わる規程は「安全管理規程」のもとに体系化し、安全を高める体制としています。株主総会議事録等の重要文書については、機密性の程度に応じて、閲覧手続き及び閲覧権限を定めています。

（2）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、安全理念を定め、航空機の安全運航を維持管理する組織として、社長を委員長とする安全推進委員会を定期開催し、安全運航のための適切な対応策を検討・実施します。また、危機対応マニュアルを配備し、全体演習、基地演習を通じて事故への速やかな対応に向けた危機対策本部(CMC)の設置による社内体制の確認を行うなど、日頃より航空機の事故等に備えています。更に、危機管理委員会において、航空保安を含むオペレーションに関わる緊急事態及び一般危機事象への対応方針を決定し、危機管理体制の強化を図っています。
- ② 安全推進室及び安全監査室は安全への監査体制の強化を図ると共に、総務部が主管部署となり、社会的使命としての環境保全への取り組みを継続しながら、全取締役及び使用人に対し啓発活動を実施します。
- ③ 情報セキュリティに関する規程を定め、社給 PC の暗号化、在宅勤務用のワンタイムパスワードを用いたリモート回線 (VPN) 接続、外部記憶媒体の接続制限等の重要な企業情報の漏洩を防ぐ取り組みを実施しています。情報セキュリティ担当役員については総務部担当役員を情報セキュリティの最高責任者として、責任と指揮命令系統の明確化を図り、情報セキュリティインシデントやシステムトラブル等の重大障害時の緊急連絡先や当該障害時対応体制を社内ポータルサイト上に公開し、適時に更新しています。

- ④ 「安全保障輸出管理規程」の整備により、外為法上の規制貨物の包括輸出許可体制を整えています。
- ⑤ 為替変動リスクや燃料費変動リスク等の市場リスクについては、当社グループの各部門がリスクに対応した社内規程を定め、担当役員の監督の下、適切にリスク管理を実施すると共に、各規程に基づき執行状況について常務会及び取締役会への報告を行います。
- ⑥ 日本郵船グループではグループ各社に対して統一的な経理処理を行うことを要請しており、当社の現行規程の整理が必要であること、及び組織改編による部署・役職名の変更に対応すべく、2016年3月25日付にて「経理規程」及び関連諸規程・規則を改訂しました。また、日本郵船グループにて定められている「グループ会計方針」とは別に、当社が従来から適用を継続している独自の経理処理方法を反映させると共に、組織改編による部署・役職名の変更に対応すべく、同日付にて「経理処理規則」及び「経理関連規程に関する組織規則」を制定し、運用しています。
- ⑦ 発注先決定プロセスの遵守等の購買業務の基本方針を定めるべく、2016年2月1日付にて「購買業務に関する規程」を制定し、運用しています。
- ⑧ 安全運航、事業運営等に関わるリスクを把握し、コントロールするため、経営リスクマネジメント会議を設置すべく、2019年4月26日付にて「経営リスクマネジメント会議規程」を制定し、運用しています。

(3) 取締役及び子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役会規程及び取締役会決議・報告基準などに規定される取締役の職務権限及び意思決定ルールに従い、適正かつ効率的に職務を執行することとします。取締役会は法令及び定款に定められた事項及び経営上の重要事項につき、原則として毎月開催される取締役会、必要に応じて随時開催される臨時取締役会で決議します。なお、常務会規程及び職務権限・決裁手続規程に基づき、原則として毎週開催される常務会において、取締役会に上程される議案を事前に審議し、取締役会の意思決定の迅速化、効率化に努めます。2009年11月1日より電子稟議書システムを導入し稟議の一層の迅速化、効率化を図ります。なお、電子稟議書の適切な閲覧権限の設定（文書管理システムの導入）、及び利用者の利便性向上、最新製品へのバージョンアップによる保守強化等を目的として、2016年1月25日付にて電子稟議システムの改修を実施しました。また、当社の子会社においては、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定に関する規程・基準に準拠した体制を構築しています。

(4) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守と企業倫理の尊重が企業活動の基本であると認識し、「チーフコンプライアンスオフィサー規則」（2009年6月19日制定）及び「コンプライアンス委員会規則」（同年月制定）において、同オフィサーの機能、職掌を定め、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの保持、促進を進めています。

また、2008年12月に「企業理念」を改訂すると共に「行動憲章」「NCAグループ行動規準」を制定し、2017年1月1日付にて「NCAグループ内部通報規程」を制定し、社内ポータルサイト等を通じて閲覧可能な体制を整えています。「NCAグループ行動規準」については、昨今における社会的要請の趨勢、及び当社のコンプライアンスに関する重点項目の最適化を図る

目的にて、2017年4月に改訂しました。また、法務室主導のもと、対象役職員向けにコンプライアンス研修やコンプライアンス意識調査を定期的実施しています。加えて、2008年2月8日付にて制定した「NCAグループ 競合他社との接触に関する規程」に基づき、当社グループ役職員による競合他社との業務上及び私的な接触に関し、各国・地域における競争制度の遵守を図る体制を整えています。

コンプライアンス違反の通報・相談窓口についても、通常の職制を通じたルート以外に通報者保護に留意し、社内・社外の相談窓口も設置するなどの体制を整えています。

当社取締役会は、法令遵守の徹底と健全な企業運営を維持するため、内部監査室を設置して、使用人の職務執行に係わる法令遵守状況を監視出来ることとしています。内部監査室は、業務の有効性と効率性、報告の信頼性、コンプライアンス、資産の保全に関する監査を行うことを目的としており、口頭または書面による質問、帳票の照合、実査等の調査権ならびに関係役員に対する報告権を有しています。また、2020年7月1日より、当社内部監査業務を日本郵船株式会社内部監査室に委託し、当社内部監査室による監査と親会社である日本郵船株式会社が従来から定期的実施していた監査を一元化して内部監査業務の合理化と質的向上を図っています。取締役会は取締役の義務を相互に監視する責任を負っており、また、取締役は「取締役職務規程」(2009年6月19日制定)に従い善管注意義務及び忠実義務の履行など適正且つ効率的な経営を通じ、社会の公器として会社の発展に努め、取締役就任時には「就任承諾書」と共に「誓約書」に署名します。

また、「安全保障輸出管理規程」並びに「保税業務に関する法令遵守規則」に基づき、安全保障輸出管理、特定保税承認制度の内部監査を実施し、法令を遵守した適切な安全保障輸出管理及び、保税業務が実施されていることを確認しています。

子会社については、会計監査に加え業務監査も子会社監査役による監査の対象とすることで、ガバナンスの強化を図っています。

当社は、親会社である日本郵船株式会社の重要な子会社として、金融商品取引法に定める財務報告に係わる内部統制体制を整えています。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社である日本郵船株式会社内部監査室との一元的内部監査の実施や同社法務・フェアトレード推進グループとの情報交換を通じて、法令遵守体制上の課題その他業務の適正を確保する上での課題を把握することとします。
- ② 子会社の重要な組織・経理・業務・財務状況等に関しては、関係会社管理規程を制定し、子会社の担当役員及び当社の担当部署への速やかな報告、承認を通じて管理します。
- ③ 子会社に対しても、日本郵船株式会社内部監査室と当社内部監査室との一元的内部監査を定期的に行い、法令遵守体制上の課題その他業務の適正を確保する上での課題を把握し、法令遵守の徹底と健全な企業運営を維持することとします。
- ④ 法務室は、子会社にも内部通報窓口の利用を拡大し、リスクを早期に認識し対応を図ります。

(6) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としています。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、組織として毅然とした対応を取ることを行動規準に定め、会社の重点施策として位置付けています。

① 反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応主管部署を総務部、副主管部署を法務室とし、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに報告・相談する体制を整備しています。また、状況に応じて警察等外部機関と連携をとる体制を整備しています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の求めに応じ、使用人が監査役監査の補佐、その他監査役が命じる事項を遂行するなど、監査役の職務を補助する体制を整えています。また監査役監査の補佐として、必要な調査権・情報収集権を付与します。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人は、取締役の管轄下にあるが、実態として常勤監査役の指揮命令下にあり、その人事考課、人事異動及び懲戒処分についても監査役の同意を求めることとします。前号の使用人は、監査役の補助業務を行うに際し、取締役からの独立性に留意しており、今後も独立性を担保できるよう更なる改善をするように努めます。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会は、監査役が法令に定める権限を行使し、取締役、執行役員、使用人と意思疎通を図り、会社情報を十分に収集し、職務執行の適法性・効率性について監査を行う体制を整えています。具体的には、以下項目が含まれます。

- ① 取締役会、常務会、その他重要会議等への出席
- ② 取締役、執行役員管轄下の各事業部門への定期的な業務監査
- ③ 取締役会議事録、取締役会及び常務会付議事項の稟議書など業務執行に係わる重要な書類の閲覧及び調査
- ④ 監査役の求めに応じて、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を報告し、説明する体制
- ⑤ 監査役に対し、取締役から金融商品取引法に規定する財務にかかわる内部統制評価上の不備の有無について報告する体制
- ⑥ 内部通報の報告及びシステムが有効に機能しているかを監視、検証する為の情報提供体制
- ⑦ 当社グループから報告を受けた組織・経理・業務・財務状況、及びリスク、コンプライアンスや賞罰等、当社グループに重要な影響を及ぼす事象が発生した場合に遅滞なく報告する体制

(10) その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会は、監査の実効性及び効率性の向上を図るため、監査役が取締役及び会計監査人と互いに、緊密に情報交換する体制を整えています。
- ② 監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることのないようにします。
- ③ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行います。

[2]業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムに関する基本方針に沿った当社グループの内部統制システムにおける運用状況の概要は、以下の通りです。

(1) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

情報セキュリティに関する規程に基づき、取締役会等の議事録、会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っています。

(2) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当期は、安全推進委員会を6回、臨時安全推進委員会を1回開催しました。社内の安全推進活動状況を確認し、必要に応じた対策を講じながら安全運航に努めています。また全役職員を対象として安全講演会を4回（内3回は特別安全講演会として開催）、セーフティカレッジを6回開催するなど、社員の安全意識の向上に努めています。
- ② 危機対応マニュアルに従い、本年度も2月に危機総合演習を実施しました。コロナ禍の環境、爆破予告及び爆発等の発生も想定し、従来の集合訓練をベースとした危機演習からウェブ会議システム及びペーパーレス対応機器の導入によるリモートでの危機対応体制を見据えた環境のもと、関係先（成田国際空港会社/消防/警察）と事前確認を行い、確実な危機対応への役割・行動について社内関係者にて確認しました。
- ③ 危機管理体制強化に向け7月に新たな枠組みで危機管理委員会を定期開催しました。
- ④ 災害時の従業員連絡体制の見直しを図り、8月に安否確認システムを導入しました。
- ⑤ 10月に「安全保障貿易管理に関する役員教育」を法務室主導のもと全役員を対象に実施しました。
- ⑥ 経営リスクマネジメント会議規程に基づき、3月に同会議を開催しました。
- ⑦ 「金融商品を用いた市場リスク規程」に基づくリスク管理を実施しています。常務会で燃料費ヘッジ報告を12回実施しました。
- ⑧ 成田ハンガーにおける非常用発電機の更新時期を踏まえて、2019年9月首都圏を直撃した台風15号により成田ハンガーと訓練センターが約9日間停電した事を教訓に、成田ハンガーにおける非常用発電機の更新工事に着手しました。
- ⑨ ESG対応として3月に乗員訓練センターにおいて太陽光発電システムを導入しました。
- ⑩ 情報（サイバー）セキュリティ対策として、当期は、6月にセキュリティ専門会社による

アセスメントを受け、今期以降で実施すべき対策について、NYK Business Systems (NBS) 社からの支援を受け対応しています。また、7月には、当社ホームページへのDDoS攻撃（情報漏洩等のセキュリティ上のインシデントはなし）があり、攻撃を遮断し正常な通信のみを許可するWAF（Web Application Firewall）を緊急導入し対策しました。

例年、日本郵船株式会社が実施する、標的型メール訓練（年4回）、Eラーニング（年2回）を実施、加えて自社においても新入社員及びキャリア採用社員向けEラーニングの開催や、全社員向けに7月には千葉県警察本部サイバー犯罪対策課の協力の元、「標的型攻撃メールやサイバー攻撃等の情報セキュリティ全般に関する講習」と、2月にはセキュリティ専門会社による「サイバー攻撃の実態と私たちができること」の講演をそれぞれ開催し、社員のサイバーセキュリティ意識向上を図りました。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、原則毎月1回の定期取締役会、毎週1回の定期常務会を開催しているほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しました。当期は定時取締役会12回、臨時取締役会8回、定時常務会50回開催しました。

（4）当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 2019年9月にチーフコンプライアンスオフィサーを事務局長、法務室・総務部・人事部・内部監査室を事務局とする「内部統制強化活動」を立ち上げ、当社の現在のガバナンス体制（内部統制システム）を再確認すると共に、より実効性のある内部統制システムを構築し、運用して行くことを目的に活動を継続しました。3年間に亘る活動を通して、活動目標に対して一定度の改善が図られたとの評価を行い、12月常務会にて当該活動の総括を報告し、活動を終了すると共に、今後は各主管組織にその活動の主体を移し、目標達成に向けて改善を継続していきます。また、「NCAグループ行動規準」を読み、守るべきルールを再確認する等の機会を作る目的から「NCAグループ行動規準」に対する誓約書を全役職員が提出する取り組みを9月より開始しました。
- ② 安全保障輸出管理規程に基づく安全保障輸出管理監査を1回、保税業務に関する法令遵守規則に基づく特定保税承認制度の監査を1回実施しています。

（5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「内部監査規程」に基づき、内部監査を当期は国内4部門、海外1支店、海外子会社1社に対して実施し、当社グループ全体の内部統制の強化に努めました。
- ② 今年度の内部通報窓口への相談は8件でした。

（6）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

新規の取引を検討する会社については「契約書署名・押印チェックリスト」を用いて反社会的勢力との係わりを調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することができる体制

を整えています。既存の取引先についても、反社会的勢力と係わりがないことの確認を徹底しました。

(7) 監査役の職務の実行性を確保するための体制

監査役は、取締役会、常務会等の重要会議への出席や、事業所等の監査、代表取締役との意見交換会等を実施しました。また、監査役間の連絡会、会計監査人、内部監査部門との連携等により、監査の実効性を高めるよう努めました。

また、使用人が監査役監査の補佐、その他監査役が命じる事項を遂行するなど、監査役の職務を補助する体制を整え、監査役業務が実効的に行われるよう努めました。監査役付の人事処遇についても、事前に監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役からの独立性に留意し、監査役業務が実効的に遂行できる体制を整えました。

.....
本事業報告中の記載金額及び持ち株数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

第 45 期事業報告 附属明細書

会社役員以外の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況については、事業報告 7 ページから 9 ページに記載の通りです。

以上